

議案第 8 号

箱根町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

箱根町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 26 条の 6 第 3 項に基づき、特別
の事情を条例で定めるため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条
例案を提出するものである。

箱根町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

箱根町職員の配偶者同行休業に関する条例(平成 26 年箱根町条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 項」の次に「、第 3 項」を加える。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第 6 条の 2 法第 26 条の 6 第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者(法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者をいう。次条第 1 号及び第 8 条第 1 号から第 3 号までにおいて同じ。)の第 4 条第 1 号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

第 7 条第 1 号中「(法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第 1 項第 1 号から第 3 号までにおいて同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。